同一番号再交付（ナンバープレート再交付）

ナンバープレートの全ての文字・数字が読み取れる状態で、折れ曲がったり、汚れたり、傷ついたりした場合には、お持ちのナンバープレートと全く同じ番号でナンバープレートの再交付ができます。

ただし、元のナンバープレートと同じ種類でなければ再交付できません。ペイント式から字光式など、元のナンバープレートと異なる種類のプレートで同じ登録番号にされたい場合は、**「自動車登録番号標等の交換申請」**となります。

ナンバープレートが盗難、紛失、文字の欠落、汚れなどで全ての文字・数字が読み取れない場合は、「番号変更」の手続きとなります。

申請は使用の本拠の位置を管轄する運輸支局・検査登録事務所にて行ってください。

※大阪合同庁舎第４号館　近畿運輸局（谷町四丁目）では再交付出来ません。

軽四輪及び軽三輪自動車については、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

→運輸支局又は検査登録事務所
→軽自動車検査協会

１．申請に必要な書類等

【１】 **自動車検査証**（写し）

【２】 **自動車登録番号標再交付申込書**
（運輸支局等窓口もしくは番号標交付代行者窓口にて入手）

【３】 **自動車登録番号標交付手数料**
※交付手数料はこちらをご確認ください。

２．交付までの流れ ※番号標交付代行者は運輸支局等に隣接しています。

【2】を記入し、【1】と併せて運輸支局等の窓口に提出

→ 即日

運輸支局等で承認を受けた【2】と【1】を交付代行者窓口へ提出し、交付手数料を支払う（作成申込み）

→ 即日

交付代行者より「**自動車登録番号標再交付引換証**」を受け取る

→ 後日

交付可能期間中に、**ナンバープレート作成を申し込んだ交付代行者へ「自動車登録番号標再交付引換証」と返納するナンバープレートを持参**し、新しいナンバープレートを受け取る

※交付可能期間がありますのでご注意ください。

※再交付のナンバープレートは１枚ごとの注文作成となり、申込みから引き換えまでに４～５日程度かかります。

※後面のナンバープレートを再交付する場合は、封印を受ける必要がありますので、当該自動車の持ち込みが必要となります。